

大市総第66号
令和4年11月18日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第195号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月18日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和4年11月28日（月） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

| | | |
|-----------|---|---------|
| 第 8 3 号議案 | 大村市役所の位置を変更する条例の一部を改正する条例…… | (1) |
| 第 8 4 号議案 | 大村市職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例 | (2) |
| 第 8 5 号議案 | 大村市職員定数条例の一部を改正する条例…… | (2 5) |
| 第 8 6 号議案 | 大村市保育所設置条例の一部を改正する条例…… | (2 6) |
| 第 8 7 号議案 | 大村市立学校条例の一部を改正する条例…… | (2 7) |
| 第 8 8 号議案 | 大村市手数料条例の一部を改正する条例…… | (2 8) |
| 第 8 9 号議案 | 大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落 排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…… | (3 0) |
| 第 9 0 号議案 | 工事請負契約の締結について…… | (3 1) |
| 第 9 1 号議案 | 工事請負契約の締結について…… | (3 2) |
| 第 9 2 号議案 | 土地の売払いについて…… | (3 3) |
| 第 9 3 号議案 | 令和 4 年度大村市一般会計補正予算 (第 7 号) | |
| 第 9 4 号議案 | 令和 4 年度大村市一般会計補正予算 (第 8 号) | |
| 第 9 5 号議案 | 令和 4 年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算 (第 2 号) | |
| 第 9 6 号議案 | 令和 4 年度大村市水道事業会計補正予算 (第 2 号) | |
| 第 9 7 号議案 | 令和 4 年度大村市工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号) | |
| 第 9 8 号議案 | 令和 4 年度大村市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) | |
| 第 9 9 号議案 | 令和 4 年度大村市農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号) | |

第 8 3 号議案

大村市役所の位置を変更する条例の一部を改正する条例

大村市役所の位置を変更する条例（昭和 3 7 年大村市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

本則中「大村市玖島一丁目 2 5 番地」を「大村市森園町 1 5 3 7 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

市役所の位置を変更するため、この条例案を提出するものである。

第 8 4 号議案

大村市職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例

(大村市職員の定年に関する条例の一部改正)

第 1 条 大村市職員の定年に関する条例（昭和 5 9 年大村市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条・第 3 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 4 条—第 9 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 1 0 条・第 1 1 条）

第 5 章 雑則（第 1 2 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「第 2 6 1 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 2 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 2 条の 5 第 1 項、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 5、第 2 8 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 2 8 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「6 0 年」を「6 5 年」に改める。

第 4 条を第 1 2 条とし、同条の前に次の章名を加える。

第 5 章 雑則

第 2 章の次に次の 2 章を加える。

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 4 条 法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年大村市条例第 2 8 号）第 1 8

条第1項に規定する職員の職

(2) 前号に掲げる職のほか、これに相当する職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第5条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第6条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第8条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第7条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日

以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、任命権者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員

(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、任命権者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第8条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第9条 任命権者は、第7条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第10条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」

という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第11条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|-------------------------|-----|
| 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで | 61年 |
| 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで | 62年 |
| 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで | 63年 |
| 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64年 |

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び

勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年大村市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、給料」を「、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第3条 大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和26年大村市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2条の2、第3条第2項及び第7条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（大村市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第4条 大村市職員の退職手当に関する条例（昭和31年大村市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用

された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数(大村市の休日定める条例(平成3年大村市条例第26号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を、「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号並びに第15条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「に

あつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項中「まで」の次に「及び附則第11項から第19項まで」を加え、「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第7項を附則第6項とし、附則第8項中「第5条の2」の次に「及び附則第14項」を加え、「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第9項中「又は附則第7項の規定に」を「、附則第6項又は附則第12項の規定に」に、「又は附則第7項の規定の」を「、附則第5項又は附則第6項の規定の」に改め、同項を附則第8項とし、附則第10項を附則第9項とし、附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第10項とし、同項の次に次の9項を加える。

- 1 1 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11項」とする。
- 1 2 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。
- 1 3 前2項の規定は、給与その他の処遇の状況を考慮して規則で定める職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 1 4 一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 1 5 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7

号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第13項に規定する職員以外の職員にあつては60歳とし、附則第13項に規定する職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第13条に規定する職員にあつては60歳とし、附則第13項に規定する職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

16 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3表以外の部分中「の属する年度の前年度の末日」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

| | |
|-------------------|----------|
| 附則第13項に規定する職員以外の者 | 60歳 |
| 附則第13項に規定する職員 | 規則で定める年齢 |

17 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

18 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第16項

の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第16項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 19 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（大村市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 大村市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年大村市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第6項」を「附則第5項」に改める。

（大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大村市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「、新条例」を「、大村市職員の退職手当に関する条例」に、「並びに附則第6項から第9項まで」を「並びに附則第5項から第8項まで」に改

める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「その者」を「当該職員」に改める。

第6条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料)

第6条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第10条の5第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

20 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初

の4月1日（附則第22項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

21 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には、適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 大村市職員の定年に関する条例（昭和59年大村市条例第33号）第7条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第4条に規定する管理監督職員を占める職員

22 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれは切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第20項の規定

の適用を受ける職員に限り、附則第 2 2 項に規定する職員を除く。) であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第 2 2 項及び第 2 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 5 附則第 2 2 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 2 0 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 6 附則第 2 2 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 2 0 条第 5 項 (第 2 1 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用については、第 2 0 条第 5 項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第 2 2 項、第 2 4 項又は第 2 5 項の規定による給料の額との合計額」とする。

2 7 附則第 2 0 項から前項までに定めるもののほか、附則第 2 0 項の規定による給料月額、附則第 2 2 項の規定による給料その他附則第 2 0 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 定年前 再任用 短時間 勤務職 員 | | 基準給 料月額 |
| | | 187, 700 | 215, 200 | 255, 200 | 274, 600 | 289, 700 | 315, 100 | 356, 800 |

別表第 3 イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

| | | | | | | | |
|--------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 定年前 再任用 短時間 勤務職 | | 基準給料 月額 | 基準給料 月額 | 基準給料 月額 | 基準給料 月額 | 基準給料 月額 | 基準給料 月額 |
| | | 188, 700 | 215, 300 | 243, 500 | 256, 900 | 282, 100 | 322, 800 |

| | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 員 | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|

別表第3ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

| | | | | | | | |
|-------------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 定年前 再任用 短時間 勤務職 員 | | 基準給料 月額 | 基準給料 月額 | 基準給料 月額 | 基準給料 月額 | 基準給料 月額 | 基準給料 月額 |
| | | 235,100 | 255,400 | 262,600 | 272,800 | 289,100 | 326,200 |

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和36年大村市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(大村市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 大村市職員の育児休業等に関する条例(平成4年大村市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大村市職員の定年に関する条例(昭和59年大村市条例第33号)第7条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「同法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 大村市職員の定年に関する条例第7条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成7年大村市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 大村市職員の定年に関する条例（昭和59年大村市条例第33号）第7条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正）

第11条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成14年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 大村市職員の定年に関する条例（昭和59年大村市条例第33号）第7条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第12条 大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年大村市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第24条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

（大村市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第13条 大村市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大村市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第14条 職員の再任用に関する条例（平成14年大村市条例第16号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中大村市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定（「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（大村市の休日を定める条例（平成3年大村市条例第26号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える部分に限る。））、第10条第2項、第4項及び第11項の改正規定並びに附則第10項の次に次の9項を加える改正規定（第11項に係る部分に限る。）並びに附則第10条及び第12条の規定は、公布の日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第2条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第5条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る第1条の規定による改正前の大村市職員の定年に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年（以下「旧条例定年」という。）（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第

- 261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る第1条の規定による改正後の大村市職員の定年に関する条例(以下「新条例」という。)第3条に規定する定年(以下「新条例定年」という。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第10条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第11条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用さ

れた職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第3条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合をいう。次項及び附則第5条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第10条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次

条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第9条において同じ。）に達しているもの（新条例第10条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第11条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第2条から第5条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準

日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第9条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第10条に規定する年齢60年以上退職者となった者のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第10条又は第11条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第10条又は第11条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第10条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(暫定再任用職員の給与等に関する経過措置)

第11条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が第7条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後給与条例」という。))第6条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後給与条例第4条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員(附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。)の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後給与条例第6条の2の規定を適用する。

3 改正後給与条例第6条第3項から第9項まで、第9条、第10条及び第10条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(大村市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の大村市職員の退職手当に関する条例(以下「改正後退職手当条例」という。))第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。))」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))」とする。

第13条 改正後退職手当条例第10条第4項の規定は、附則第1条ただし書に規定する施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

令和4年11月28日提出

(提案理由)

国家公務員に準じて、職員の定年を引き上げる等の改正をするため、この条例案を提出するものである。

第 85 号議案

大村市職員定数条例の一部を改正する条例

大村市職員定数条例（昭和 24 年大村市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「499 人」を「527 人」に改め、同条第 2 号中「60 人」を「62 人」に改め、同条第 3 号中「32 人」を「35 人」に改め、同条第 8 号中「59 人」を「67 人」に改め、同条第 9 号中「675 人」を「716 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

定年引上げ等に伴い、職員定数を変更する必要性が生じたため、この条例案を提出するものである。

第 8 6 号議案

大村市保育所設置条例の一部を改正する条例

大村市保育所設置条例（昭和 2 5 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大村市三城保育所の項中「大村市西三城町 1 3 5 番地」を「大村市西三城町 1 2 番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

三城保育所の位置を変更するため、この条例案を提出するものである。

第 87 号議案

大村市立学校条例の一部を改正する条例

大村市立学校条例（昭和 39 年大村市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。
本則中「、小学校及び幼稚園」を「及び小学校」に改め、本則の表幼稚園の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例の一部改正）

2 大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例（昭和 29 年大村市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、大村市立幼稚園」を削る。

令和 4 年 11 月 28 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村幼稚園、西大村幼稚園及び福重幼稚園を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第 88 号議案

大村市手数料条例の一部を改正する条例

大村市手数料条例（平成 12 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 6 の項中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、同表の 14 の項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「第 5 項」を「第 7 項」に、「長期優良住宅建築等計画（」を「長期優良住宅建築等計画等（」に、「長期優良住宅建築等計画を」を「長期優良住宅建築等計画又は同条第 6 項に規定する長期優良住宅維持保全計画を」に改め、「（以下「認定申請」という。）」及び「の増築又は改築」を削り、同表の 15 の項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、

「
(4) 新基準認定住宅で、新築時に長期優良住宅法第 6 条第 1 項の規定による認定を受けていない既存の一戸建て住宅の増築又は改築の場合
」

を

「
(4) 新基準認定住宅で、新築の時に長期優良住宅法第 6 条第 1 項の規定による認定を受けていない既存の一戸建て住宅の場合
」

に、

「
(8) 新基準認定住宅で、新築の時に長期優良住宅法第 6 条第 1 項の規定による認定を受けていない既存の共同住宅等の増築又は改築の場合
」

を

「
(8) 新基準認定住宅で、新築の時に長期優良住宅法第 6 条第 1 項の規定による認定を受けていない既存の共同住宅等の場合
」

に改め、同表の 17 の項中

「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、建築行為を伴わない既存住宅に係る長期優良住宅の認定申請等の審査に関する手数料の額を定めるとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 89 号議案

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和 41 年大村市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号イ中「11, 220 立方メートル」を「12, 220 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

工業用水道事業の 1 日最大給水量を変更するため、この条例案を提出するものである。

第90号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 環境センター計装設備更新工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 348,700,000円
- 4 契約の相手方 鹿児島県薩摩川内市向田本町14番10号
三機化工建設株式会社 九州営業所
所長 橋口 嘉裕
- 5 履行期限 令和6年3月18日

令和4年11月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

第91号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校仮設校舎賃貸借
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 347,340,116円
- 4 契約の相手方 長崎市西坂町2番3号
大和リース株式会社 長崎支店
支店長 是永 典彦
- 5 履行期限 令和7年7月31日

令和4年11月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

第92号議案

土地の売払いについて

次のとおり土地を売り払う。

1 土地の所在地、種類及び面積

| 所在地 | 種類 | 面積 |
|---------------|-----|------------|
| 大村市雄ヶ原町1723番3 | 雑種地 | 41,838.72㎡ |

- 2 売払いの方法 随意契約
- 3 売払い価格 418,387,200円
- 4 売払いの相手方 広島県広島市西区商工センター7丁目4番49号
佐々木商店株式会社
代表取締役 佐々木 泰平

令和4年11月28日提出

大村市長 園田裕史